第四十八条の次に次の一条を加える。

（共済計理人の確認事項）

第四十八条の二　法第十一条の二十一第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかとする。

第四十九条第一項第六号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第四十八条の二の規定による確認に関する事項

第九十五条第三項第一号リを次のように改める。

リ　次に掲げる繰延税金資産

第二百四条第一項第一号ホ(2)(i)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に、「以下「」を「(ii)において「」に、「以下同じ」を「(3)及び次条第一号ハ(2)(i)において同じ」に改め、同号ホ(2)(ii)中「以下」を「(3)及び次条第一号ハ(2)(ii)において」に改め、同号ホ(2)(iv)中「以下」を「(3)及び次条第一号ハ(2)(iv)において」に改め、同号ホ(3)中「元本補てん契約」を「元本補**塡**契約」に、「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同項第二号ヘ(2)(i)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に、「以下この号」を「(ii)」に改め、「をいう」の下に「。次条第二号ハ(2)(i)において同じ」を加え、同号ヘ(2)(ii)中「をいう」の下に「。次条第二号ハ(2)(ii)において同じ」を加え、同号ヘ(2)(iii)中「をいう」の下に「。次条第二号ハ(2)(iii)において同じ」を加え、同号ヘ(2)(iv)中「をいう」の下に「。次条第二号ハ(2)(iv)において同じ」を加え、同号ヘ(3)(i)及び(ii)中「経営破綻」を「経営破綻」に改め、同号ヘ(3)(iii)中「債権を除く。）をいう」の下に「。以下この(iii)において同じ」を加え、同号ヘ(4)中「細目」の下に「として別表第七に掲げる額」を加える。

第二百五条第一号ハ(2)(i)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ハ(4)中「事業収益」を「、事業収益」に改め、同条第二号ハ(2)(i)から(iv)までを次のように改める。

(i)　破綻先債権

(ii)　延滞債権

(iii)　三カ月以上延滞債権

(iv)　貸付条件緩和債権

第二百五条第二号ハ(4)中「属する経常収益」の下に「（農業協同組合にあっては、事業収益）」を加える。

第二百二十四条中「、別表第七」を「、別表第八」に、「次条及び別表第七」を「同条及び同表」に改める。

第二百二十五条第一項中「別表第七」を「別表第八」に改め、同条第二項中「別表第七第三区分の項」を「別表第八第三区分の項」に改め、同条第三項中「別表第七非対象区分の項」を「別表第八非対象区分の項」に改める。

第二百三十一条第一項第七号から第十号までの規定中「又は第十号」を「若しくは第十号」に改め、同項第十五号中「者（」の下に「以下」を加え、同項第十六号及び第十七号中「又は第十号」を「若しくは第十号」に改め、同項第二十号中「この号」を「以下この号」に、「（第四項」を「（同項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。以下この号及び次号において同じ。）が劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、同項第十号の事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実に資するものとして農林水産大臣が定める金銭の消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

二十　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

第二百三十一条第三項中「第一項第十九号」を「第一項第二十一号」に改め、同条第四項中「第一項第二十号」を「第一項第二十二号」に改め、同条第五項中「第一項第二十号」を「前項」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三十六条関係）

対象資産	積立基準	積立限度
第三十五条第一号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の二百
第三十五条第二号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の百五十
第三十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・四	千分の二十
第三十五条第四号に掲げる資産	千分の〇・八	千分の三十
第三十五条第五号に掲げる資産	千分の二・四	千分の百
第三十五条第六号に掲げる資産	千分の二・八	千分の百十
第三十五条第七号に掲げる資産	千分の二・〇	千分の百

別表第四信託業務に関する指標（信託業務を行う場合に限る。）の項第三号中「元本補てん契約」を「元本補**塡**契約」に改める。

別表第五共済契約に関する指標の項第六号中「同じ。）」の下に「の数」を加え、同表財産運用に関する指標の項第一号中「以下」を削る。

別表第七を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第二百四条第一項第二号ヘ(4)関係）

項目	記載事項
法第十一条の八第一号に係る細目	一　第十三条第一項第一号に掲げる額 二　第十三条第一項第二号に掲げる額 三　第十三条第一項第三号に掲げる額 四　第十三条第一項第四号に掲げる額 五　第十三条第一項第五号に掲げる額 六　第十三条第一項第六号に掲げる額 七　第十三条第一項第七号に掲げる額 八　法第十一条の八第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第十一条の八第二号に係る細目	一　第十四条第一号に掲げる額 二　第十四条第二号に掲げる額 三　第十四条第三号に掲げる額 四　第十四条第四号に掲げる額

附　則

この省令は、平成二十四年三月三十一日から施行する。